# 一般競争入札公告

社会福祉法人桑の実会 特別養護老人ホーム康寿園物品購入について、下記のとおり 条件付一般競争入札を公告します。

令和6年5月10日

社会福祉法人 桑の実会 理事長 濱野 賢一

記

## 1、工事概要

- (1) 工事名 埼玉県介護ロボット普及促進事業
- (2) 工事場所 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目2835-2(代表住所)
- (3) 工事内容 介護ロボット見守り機材の購入設置 詳細は入札要綱に記載
- (4) 工事期間

工事期間 2024年7月1日~2024年07月31日

(5) 建物概要 建物用途: RC3 階建 特別養護老人ホーム康寿園124床 詳細は入札要綱に記載

## 2、入札方法

- (1) 入札方法条件付一般競争入札
- (2) 最低制限価格 無
- (3) 入札予定価格 有(非公開)
- (4) 入札保証金 無
- (5) 見積書、全ページに通し番号を記載し次の①を提出すること なお、各事業者が積算した内容がわかるものとすること。
  - (①金抜きデータ Excel を送付します)

## 3、契約の特定条件

条件に付いては入札要綱書に記載する

## 4、入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づき再生手続開始の

申立てがなされている者については、更生手続または再生手続開始決定日を審査 基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入 札参加資格の再審査を受けていること。

(3) 令和 5・6年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿(物品販売)に登載されている単体業者で、ランク A であること入札時点で次の条件を満たしている事業者とする。

所沢市並びに隣接市町村に本店支店又は営業所が所在であること

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県物品等の契約に係る指名停止等の措置 要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外期間中でない者であること。
- (6) 高度管理医療機器等許可を有すること。
- (7) 令和 2 年 4 月以降社会福祉施設又は医療施設(入所施設に限る)の納入施工実績(200 万以上、元請、単体受注)があること。
- (8) 法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者(様式第11号)であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者(様式第12号)は、この限りでない。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

## 5、一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和 6 年 5 月 20 日 (月曜日) までに参加申込をすること。 ただし、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前 10 時から午後 4 時まで
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(02入札申込書)
  - イ 一般競争入札参加資格等確認資料
  - ウ 会社案内・会社経歴書
  - エ 社会福祉施設、医療施設の施工実績(件名、金額、工期等)を証する 契約書の写し1件以上
  - オ 法人登記簿謄本(登記事項全部証明書) 冊子にファイリングして 1 冊の資料もしくは PDF とすること
- (4) 提出方法 メールの場合 PDF 送付

郵送の場合証明が取れる方法 ※締切日消印必着 宅急便の控え、ゆうパックの控え等 入札時に証明書の確認を行う

(5) 提出・問合せ先

施主 〒359-1106

社会福祉法人桑の実会

担当:齊藤 大揮 (介護事業部 所沢西エリア長)

電話:04-2926-7711 (特別養護老人ホーム康寿園)

Mail: d-saitou@kuwanomi.or.jp

※問い合わせは原則メールにてお願いします

#### 6、一般競争入札参加資格確認通知及び仕様図書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には仕様図書等、入札要綱書、見積もり 書式金抜きをメールにて配布する。(現場説明会は行わないものとする。)配布 時間につては申し込み順とし各社郵送又はメールにて送付する物とする。
- (3) 配布した仕様図書は入札後に破棄し保存または流用しない物とする。

## 7、入札日程等

- (2) 応募締切日時 令和6年5月20日(月曜日) 午後4時まで
- (3) 設計図書等配布日 令和6年5月21日(火曜日) メールによる
- (4) 質疑書提出日時 令和6年5月28日(火曜日) 午後4時まで ※質問、回答の期間中に社名を伏せて全社同時に質問回答内容を3日に1回程 メールにて参加者全員に配布します
- (5) 入札予定日 令和6年6月7日(金曜日)(即日開札) ※時間、場所は入札説明書により通知する。

#### 8、落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者において、最低価格を もって入札した者を落札候補者とする。なお、落札候補者であっても提出書類の 不備・虚偽、または入札参加資格を満たさないことが判明した場合は失格とし、 順次最安の事業者を精査し落札候補者とする。

失格となった事業者へは、その理由を文書にてメールで通知する。

- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(入札は2回までとする)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した 者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象 とする。)

- ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
- 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
- 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
- 条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名 (捺印) すること。

## 9、入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が明らかでないもの
    - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
    - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - キ 2 以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
  - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 10、契約方法等

- (1) 埼玉県社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手順基準。(必要に応じた補 正を行うこと)
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、行政から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意志がないものと見なし、2番目に評価で入札した業者と契約することができる。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金による交付時期を目安とし、入札要綱により別に定める通りとする。

以上